

医療 DX 推進体制の整備について

当院では、医療 DX の推進に向けて、以下の体制を整備しております。

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を実施しています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報を、診察室において医師等が閲覧・活用できる体制を整えています。
4. 電子処方箋を発行する体制を有しています。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の促進に取り組んでおり、院内掲示や声かけを行っています。
6. 医療 DX 推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報の取得・活用について、院内の見やすい場所および当院ホームページ上に掲示しています。
7. 医療情報共有ネットワークを活用し、複数医療機関間で検査結果・画像情報等の診療情報を共有・閲覧できる体制を整備しています。
8. マイナポータルの医療情報等を活用し、患者様からの健康管理に関する相談に応じています。

☆明細書の発行状況に関する事項☆

当院では、医療の透明性向上および患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収証発行の際に診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方につきましても、同様に明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてお申し出ください。

☆オンライン資格確認について☆

当院では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しております。患者さまの同意をいただいたうえで、診療に必要な薬剤情報や特定健診情報等を確認し、より適切な診療に活用いたします。

☆電子処方箋について☆

当院では、院外処方を基本としており、電子処方箋を発行できる体制を整えております。処方情報を適切に管理し、薬局との連携を強化することで、より安全で質の高い薬物療法の提供につなげてまいります。

上山クリニック 院長 上山教夫

「施設基準ならびに算定要件」

<医療情報取得加算>

- ① オンライン資格確認を導入しています。
- ② 当院ではマイナ保険証で受診した患者さんに対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得して診療を行なうことが出来ます。

<医療 DX 推進体制整備加算>

- ① 医師等が診療を実施する診察室において、オンライン資格確認等システムにより取得した情報を活用して診療を行っております。
- ② マイナ保険証の促進についてポスター掲示等を行ない、医療 DX を通じて医療を提供できるように取り組んでいます。
- ③ 2025年4月1日から電子処方箋に対応しています。今後は、電子カルテ情報共有サービスの導入を予定しております。

<在宅医療 DX 情報活用加算>

- ① 医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し、計画的な医学管理のもと訪問診療を行っております。
- ② マイナ保険証の促進についてポスター掲示等をするなど、医療 DX を通じ

て医療を提供できるように取り組んでいます。

③2025年4月1日から電子処方箋に対応しています。今後、電子カルテ情報共有サービスの導入を予定しております。

＜地域包括診療加算 1＞ <認知症地域包括診療加算 1＞

高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症、慢性心不全、慢性腎臓病の6疾病のうち2つ以上を有する患者様に対して加算を算定致します。

① 特定健診、職場健診を実施し、健康相談に応じます。他院で行った人間ドック、採血の結果、処方内容（お薬手帳）もお持ちください。

（コピーしてカルテに保存します。）

② 敷地内は禁煙です。ご協力ください。

③ 介護保険の相談にも対応致します。介護保険の主治医意見書も作成しています。※上山は、介護支援専門員の資格を持っています。

④ 介護保険で通所リハビリテーション事業所「デイケア・うえやま」を併設しています。

⑤ 院外処方を行っています。かきその薬局吉野店様(薬剤師他)が24時間に対応いたします。電話 099-295-7319

⑥ 機能強化型在宅療養支援診療所の届出を行っています。在宅医療を行っ

ている患者様には24時間に対応しています。

⑦ 28日以上長期処方又はリフィル処方箋に対応しますが、生活習慣病等の指導観点から上山クリニックでは基本的には30日処方を、長くても60日までの処方を推奨しています。

<一般名処方加算について>

① 後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

② 医薬品の供給状況や、2024年10月からは長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望で処方した場合は、選定療養となります。

<初診時の「機能強化加算」について>

当クリニックでは、「かかりつけ医」機能を有するクリニックとして、「機能強化加算」を算定しております。以下の取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果等健康管理に係る相談に応じます。
- ・必要に応じて、専門医や専門医療機関をご紹介いたします。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ・必要に応じて、受診されている他の医療機関で処方されている医薬品を把握さ

せて頂くため、お薬手帳のご提示や質問をさせて頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等、地域の医療機関が検索できます。